

在宅勤務に関する費用請求取決め事項

JFEアップル西日本株式会社

本取決め事項は、在宅勤務における必要費用に対して、JFEアップル西日本株式会社が支給するものである。「在宅勤務に関する取決め事項」を補足するものである。

1. 適用者

JFEアップル西日本(株)の社員であること。

2. 費用の負担区分(具体的な請求)

- (1) 業務用、設備・電話・ネット費用は会社負担とする。個別には契約時に提示する。
- (2) 上記の増設、修理費用は会社負担とする。ただし、事前に会社の承認を得ること。

(3) 機器・照明の消費電力の会社負担

- ① 個別に業務に係る電力料が電力量計などで把握できる場合はその額を支払う。
- ② 個別に把握が不可能な場合は以下による。

【具体的な算出方法】月当たりで算出(日経パソコン情報より)

:デスクトップ(本体のみ) 消費電力=61W 1ヶ月当たりの電力量=44KWh

908円/月

:17インチCRT 消費電力=90W 1ヶ月当たりの電力量=65KWh

1,344円/月

業務時間 8時間×22日で算出

$(908円 + 1,344円) \times 8H / 24H \times 22日 / 30日 = 550円/月$

:照明電力 450円/月(目安)

トータル=1,000円/月

(4) 支払

- ① (1), (2)の設備費用等に関する支払いは原則、会社より各社請求元に直接支払う。
- ② (3)の電力料金については以下とする。

:毎月の給与明細項目「調整手当」にて1,050円/月を支払う。

(中途の場合は日割りで算出して支払う)

* 他費用については、「在宅勤務に関する取決め事項」に順ずる。

* 電力単価は、H19年1月現在。

平成 年 月 日
契約者 氏名 印